

令和6年度 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号適用契約の発注見通し

No.	業務名	履行場所	業務概要	契約の相手方の決定方法	契約の相手方の選定基準
1	令和6年度 総合運動公園施設管理業務委託	赤瀬川地内	総合運動公園施設管理(平日夜間17:00~22:15、土・日・祝日8:15~22:15)、巡視・電話受付・窓口対応・機械警備の稼働確認・管理日誌の作成等	随意契約	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定によるシルバー人材センター等
2	令和6年度 総合運動公園除草管理業務委託	赤瀬川地内	刈払作業・除草作業等及び必要に応じて、イベント等の準備・後片付け(年10回)	随意契約	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定によるシルバー人材センター等
3	令和6年度 脇本地区運動広場草払い業務委託	脇本地内	草払い及び刈払い業務(年8回)	随意契約	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定によるシルバー人材センター等
4	令和6年度肥薩おれんじ鉄道折口駅トイレ管理業務委託	折口地内	トイレ施設内清掃 施設周辺(概ね周囲3m程度)のゴミ拾い及び草取り 週2回程度、年間103回を下回らない	随意契約	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定によるシルバー人材センター等
5	旧大川中学校敷地内整備業務委託	大川地内	旧大川中学校敷地内の除草作業3回及び樹木の剪定1回(年4回程度)	随意契約	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定によるシルバー人材センター等
6	旧大川中学校校長住宅敷地内整備業務委託	大川地内	旧大川中学校校長住宅敷地内の除草作業及び剪定作業(年2回程度)	随意契約	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定によるシルバー人材センター等
7	田代小学校敷地内整備業務委託	鶴川内地内	田代小学校敷地内の除草作業3回及び樹木の剪定1回(年4回程度)	随意契約	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定によるシルバー人材センター等
8	田代小学校校長・教頭住宅敷地内整備業務委託	鶴川内地内	田代小学校校長・教頭住宅敷地内の除草3回及び剪定1回(両方合わせて年3回程度)	随意契約	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定によるシルバー人材センター等
9	尾崎小学校敷地内整備業務委託	山下地内	尾崎小学校敷地内の除草作業3回及び樹木の剪定1回(年4回程度)	随意契約	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定によるシルバー人材センター等
10	尾崎小学校校長・教頭住宅敷地内整備業務委託	山下地内	尾崎小学校校長・教頭住宅敷地内の除草作業(年1回程度)	随意契約	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定によるシルバー人材センター等
11	脇本小学校校長住宅法面除草作業委託	脇本地内	脇本小学校校長住宅法面の除草作業(年3回程度)	随意契約	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定によるシルバー人材センター等
12	折多小学校教頭住宅敷地内整備業務委託	折口地内	折多小学校教頭住宅敷地内の除草及び剪定作業(年1回程度)	随意契約	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定によるシルバー人材センター等

令和6年度 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号適用契約の発注見通し

No.	業務名	履行場所	業務概要	契約の相手方の決定方法	契約の相手方の選定基準
13	鶴川内中学校校長住宅敷地内整備業務委託	鶴川内地内	鶴川内中学校校長住宅敷地内の除草作業及び剪定(年1回程度)	随意契約	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定によるシルバー人材センター等
14	保健センター及び中央公民館鶴見分館平日清掃業務委託	鶴見町地内	施設清掃 1,973㎡ 月3回 年間37回を限度とする。	随意契約	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定によるシルバー人材センター等
15	市有地(水産加工団地)除草等業務委託	晴海町地内	除草作業業務 7,526㎡ 年4回	随意契約	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定によるシルバー人材センター等
16	市有地(倉津団地)除草等業務委託	波留地内	除草作業業務 5,171㎡ 年4回	随意契約	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定によるシルバー人材センター等
17	市有地(旧黒之浜児童館)除草等業務委託	脇本地内	除草作業業務 478.46㎡ 年4回	随意契約	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定によるシルバー人材センター等
18	市有地(旧森林組合)除草等業務委託	鶴見町地内	除草作業業務 532㎡ 年4回	随意契約	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定によるシルバー人材センター等
19	市有地(中植松原野)除草等業務委託	赤瀬川地内	除草作業業務 173㎡ 年4回	随意契約	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定によるシルバー人材センター等
20	市有地(旧国民宿舎敷地)除草等業務委託	波留地内	除草作業業務 2,000㎡ 年4回	随意契約	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定によるシルバー人材センター等
21	漁港環境緑地施設 除草作業業務委託	晴海町地内	・漁港環境緑地施設の刈払作業、除草作業 ・阿久根漁港駐車場(交番横)の刈払作業 ・水産振興センターの刈払作業	随意契約	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定によるシルバー人材センター等
22	脇本漁港深田地区トイレ清掃業務委託	脇本地内	脇本漁港深田地区のトイレ清掃、敷地内清掃、施設の点検	随意契約	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定によるシルバー人材センター等
23	令和6年度 市内史跡等除草等管理業務委託	市内一円	市内の史跡の除草 草払い作業 延べ6日間(1回につき作業員2名)	随意契約	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定によるシルバー人材センター等
24	令和6年度 阿久根市民交流センター周辺樹木除草等管理業務	塩鶴町地内	刈払い及び枝落し業務 1式 刈払い作業 年5回、枝落とし作業 年1回、芝刈り作業 年2回、薬剤散布 2回	随意契約	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定によるシルバー人材センター等

令和6年度 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号適用契約の発注見通し

No.	業務名	履行場所	業務概要	契約の相手方の決定方法	契約の相手方の選定基準
25	令和6年度 脇本地区公民館隼人分館草刈り業務委託	脇本地内	脇本地区公民館隼人分館草刈り業務 年3回	随意契約	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定によるシルバー人材センター等
26	令和6年度 脇本地区公民館清掃業務委託	脇本地内	脇本地区公民館内会議室、玄関、トイレ等の清掃 週2回程度	随意契約	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定によるシルバー人材センター等
27	令和6年度 大川地区公民館清掃業務委託	大川地内	大川地区公民館会議室、玄関、トイレ等の清掃 週1回程度	随意契約	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定によるシルバー人材センター等
28	令和6年度 青年の家清掃業務委託	波留地内	玄関、会議室、研修室、食堂、トイレ等の館内清掃作業及び敷地内草刈り業務 延べ38日間	随意契約	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定によるシルバー人材センター等
29	鹿児島県知事選挙開票所床シート設置業務委託	赤瀬川地内	鹿児島県知事選挙の開票所である総合体育館アリーナの床シート設置業務	随意契約	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定によるシルバー人材センター等
30	市内公園・街路樹除草等作業委託	市内一円	6公園の刈払い作業、除草作業 7路線の街路樹除草作業	随意契約	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定によるシルバー人材センター等
31	市営住宅除草及び剪定作業等業務委託	市内一円	市営住宅及び住宅道路等の供用部分のうち、市が指定する区域の除草及び剪定作業	随意契約	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定によるシルバー人材センター等
32	令和6年度 総合運動公園トイレ清掃業務委託	赤瀬川地内	総合運動公園内トイレ清掃17か所 週2回 年103回	随意契約	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による障害者支援施設等
33	阿久根大島行渡船場清掃業務委託	晴海町地内	・渡船場内のトイレ、床等の清掃(トイレトーパー交換含む。) ・渡船場駐車場周辺の掃除、除草 ・4月から6月まで及び9月から10月まで 週1回 ・7月から8月まで 週5回	随意契約	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による障害者支援施設等
34	脇本海水浴場清掃業務委託	脇本地内	・北側及び南側トイレの清掃(トイレトーパー交換含む。) ・北側トイレ周辺のごみ拾いや除草 ・南側駐車場及びトイレ周辺のごみ拾いや除草 ・4月から6月まで及び9月から翌3月まで 週1回 ・7月から8月まで 2日に1回(年間73日)	随意契約	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による障害者支援施設等
35	大川島海水浴場清掃業務委託	西目地内	・トイレの清掃(トイレトーパー交換含む。) ・駐車場及びトイレ周辺のごみ拾い、除草 ・4月から6月まで及び9月から翌3月まで 週1回 ・7月から8月まで 週3回(年間69日)	随意契約	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による障害者支援施設等

令和6年度 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号適用契約の発注見通し

No.	業務名	履行場所	業務概要	契約の相手方の決定方法	契約の相手方の選定基準
36	阿久根駅前清掃等業務委託	栄町地内	・阿久根駅前の掃き掃除及び雑草の除去等の清掃作業 週1回(年間52日) ・花壇及び駅前プランターの花の植替え 年4回 ・作業対象区域内の植栽の維持管理 適宜	随意契約	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による障害者支援施設等
37	寺島宗則記念館トイレ清掃業務委託	脇本地内	・トイレの清掃(トイレトーパー交換含む。) ・週1回(年間51日)	随意契約	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による障害者支援施設等
38	令和6年度 阿久根市民交流センター日常清掃業務	塩鶴町地内	施設清掃 2,568.36㎡ 毎週月・木曜日(年間103日間) ※該当日が祝日の場合、その翌日とする。	随意契約	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による障害者支援施設等
39	市庁舎平常日清掃業務委託	鶴見町地内	市庁舎本館、別館及び車庫内のトイレ、洗面所及び給湯室の洗浄、ごみ処理、清掃作業など 週2回(祝日を除く毎週火曜日と金曜日) 年間100日間	随意契約	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による障害者支援施設等
40	令和6年度 西目地区集会施設清掃作業等施設管理業務委託	西目地内	施設の開閉や利用に関する管理業務(年間1,200時間) 清掃作業(665.5㎡、週2回 年間104日間)	随意契約	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による障害者支援施設等
41	令和6年度 折多地区集会施設清掃作業等施設管理業務委託	多田地内	施設の開閉や利用に関する管理業務(年間1,000時間) 清掃作業(362.07㎡、週2回 年間104日間)	随意契約	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による障害者支援施設等
42	令和6年度 阿久根市農村環境改善センター清掃作業等施設管理業務委託	赤瀬川地内	施設の開閉や利用に係る管理業務(年間1,200時間) 清掃作業業務(985.19㎡、年間52日間)	随意契約	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による障害者支援施設等
43	みなみ保育園園舎周囲除草作業業務委託	西目地内	雑草等の除草作業と産廃処理(年4回)	随意契約	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による障害者支援施設等
44	重度心身障害者及びひとり親医療費助成金支給申請書回収業務	市内一円	阿久根市内の医療機関(病院及び薬局)に提出される申請書の回収及び補充(毎月1回)	随意契約	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による障害者支援施設等